

総務教育常任委員会資料

(平成25年6月7日)

[件名]

- 1 平成25年度第1回鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果
について (原子力安全対策課) … 1
- 2 平成25年度原子力防災訓練第1回主要機関会議の開催結果
について (原子力安全対策課) … 2
- 3 原子力災害対策指針の改定について (原子力安全対策課) … 3

危 機 管 理 局

平成25年度第1回鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について

平成25年6月7日
原子力安全対策課

平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価と、本県の主な取組内容等について指導、助言を得るため、次のとおり本年度第1回（第8回）原子力防災専門家会議を開催した。

1 開催日時 平成25年5月27日（月）14：30～16：30

2 開催場所 鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

3 出席者

(1) 原子力防災専門家会議委員

出欠	区分	専門分野	氏名	所属	役職	備考
○	会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学	教授	
○	委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構	研究主席	
○	〃	放射線治療・放射線物理	内田 伸恵	鳥取県立中央病院	室長	
×	〃	原子炉工学ほか	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授	
×	〃	環境放射能	遠藤 晓	広島大学	教授	
○	〃	線量評価(内部被ばく)	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学	教授	
○	〃	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	
○	〃	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	

(2) 県危機管理局長、県原子力安全対策監

(3) 米子市、境港市、三朝町、県関係課の職員

(4) 中国電力、人形峠環境技術センターの職員

4 議題等

(1) 議題

- 1) 平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価について
- 2) 平成25年度主要事業について

(2) 報告事項

- 1) 鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について
- 2) 鳥取県緊急被ばく医療計画について
- 3) 島根原子力発電所の安全対策実施状況について
- 4) 人形峠環境技術センターの事案報告について

5 主な開催結果

(1) 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る空間放射線量率や環境試料中の放射能測定など、平成24年度の環境放射線モニタリング結果について評価が行われ、特に異常等のないことが確認された。

(2) 広域住民避難計画の実効性を高めるとした本年度の県の取組方針、緊急事態対処センターなどの情報通信体制整備及び緊急被ばく医療体制整備などの本年度の主要事業について、質疑、意見交換が行われた。

その際、県の取組に対して次のような意見があり、引き続き検討することとした。

- ・緊急被ばく医療について、甲状腺の内部被ばくのモニタリングが必要である。
- ・被ばく患者の受入・搬送を円滑に進めるため、被ばく医療機関のネットワークが必要である。

6 今後の予定

原子力防災訓練の実施や事後検証、県地域防災計画や広域住民避難計画及び緊急被ばく医療計画の修正など、適宜、専門家会議を開催して指導、助言をいただきながら、県の原子力施策を進めていく予定としている。

平成25年度原子力防災訓練第1回主要機関会議の開催結果について

平成25年6月7日
原子力安全対策課

平成25年6月3日、島根県原子力防災センターで島根原子力発電所に係る平成25年度の原子力防災訓練の実施内容について協議を開始した。

秋頃の訓練実施に向け、今後、鳥取県の訓練内容についても具体化を図っていく。

1 目的

島根県と合同で実施する平成25年度の島根原子力発電所原子力防災訓練の実施内容について、2県6市を含む参加機関等が一同に会して協議を行う。

2 開催日時 平成25年6月3日（月） 14：00～15：15

3 場 所 島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）3階（島根県松江市）

4 主 催 島根県

5 主な参加機関

（1）国等の機関

島根原子力規制事務所、自衛隊、境海上保安部、JR西日本米子支社他

（2）島根県側

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、島根県警察本部、関係市消防本部他

（3）鳥取県側

鳥取県（原子力安全対策課、西部総合事務所）、米子市、境港市、鳥取県警察本部、西部消防局他

6 内容

（1）平成24年度原子力防災訓練の実施状況について

昨年度の訓練の課題を共有し、今年度の訓練で検証することを確認

（2）平成25年度原子力防災訓練について

各機関の相互連携による原子力防災対策の研鑽を図るため2県6市が協力して訓練を行うことを確認

【参考】平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練の実施状況

（1）日時 平成25年1月26日（土） 7：00～13：00

（2）実施結果

米子市・境港市の住民232名が参加し、県として初めてとなる住民避難訓練やスクリーニング訓練等を含めた原子力防災訓練を実施した。

バスによる避難、安定ヨウ素剤の予防投与、スクリーニング、簡易除染等の訓練を行い、要領を確認することができた。

また、情報通信設備の不備、原子力防災体制上や住民避難実施上の課題を確認することができた。

これら教訓は、地域防災計画等への反映を行った。

原子力災害対策指針の改正について

平成25年6月7日
原子力安全対策課

平成24年10月31日に原子力規制委員会において策定された原子力災害対策指針（平成25年2月27日に一部改定）において、検討課題とされていた事項のうち、①緊急時モニタリングの実施体制、②安定ヨウ素剤の事前配付について、平成25年6月5日に開催された原子力規制委員会において改正が決定されました。

今後、原子力災害対策指針の改正に基づき、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を行います。

今回の改定の主な内容

(1) 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化

- ・緊急時モニタリングの実施体制として、国の総括の下で地方公共団体、原子力事業者等が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとる。
- ・緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備するとともに要員、資機材の動員計画を作成する。地方公共団体は、国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める。
- ・発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、モニタリングを実施する。緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施する。

(2) 安定ヨウ素剤の事前配付の方法等の具体化

- ・P A Z (5km圏)においては、地方公共団体が、医師による説明や副作用、アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配付を行う。
- ・P A Z外においては、地方公共団体は、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
※P P A等の30km以遠については引き続き検討。
- ・緊急時の服用については、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。

(参考1) 引き続き今後の検討課題とされた事項

① 原子力災害事前対策の在り方	<ul style="list-style-type: none">・ <u>実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びE A Lの在り方</u>・ <u>I A E Aが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からO I Lの算出、O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方</u>・ <u>ブルームの影響を考慮したP P Aの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</u>
② 緊急時モニタリングの在り方	<ul style="list-style-type: none">・ <u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方</u>

③ オフサイトセンターの在り方	・ 実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方
④ 緊急被ばく医療の在り方	・ プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等
⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応	・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等
⑥ 地域住民との情報共有等の在り方	・ 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

(参考2) 用語の説明

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質が放出される前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。概ね 5 km。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。環境放射線モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内退避等を準備する区域。概ね 30 km。

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

原子力災害対策指針（概要）

1 目的・趣旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定められるもの。

原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等に、科学的、客観的判断を支援するために必要な専門的・技術的事項等が定められている。

2 策定及び改定

平成24年10月31日決定（平成25年2月27日改正、平成25年6月5日改正）

3 主な記載事項

（1）原子力災害対策に係る基本的事項

- ア 指針の位置づけ
- イ 原子力災害の特殊性
- ウ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

（2）原子力災害事前対策に係る事項

- ア 緊急時の防護措置実施のための判断基準となるEAL、OILの設定
- イ 避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ、UPZの設定
- ウ 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

（3）緊急事態応急対策に係る事項

- ア 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- イ 住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ウ EAL・OILに基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、スクリーニング等）の実施

（4）原子力災害中長期対策に係る事項

- ア 放射線による健康、環境への影響の中長期的な評価
- イ 放射性物質の影響を受けた地域における除染措置の実施

（5）東京電力福島第一原子発所事故に係る事項

施設の状況に応じて適切な管理を行うことを記載

（参考）原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（抜粋）

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

